

令和 2 年 5 月後期定例会 議事録

- ・開催日時 令和 2 年 5 月 2 8 日(木曜日) 1 3 時 5 6 分 ~ 1 5 時 3 0 分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 中野委員長 松尾委員 内田委員
(事務局) 稲富事務局長 角田副事務局長 森岡人事主幹
鶴澤係長 古賀係長 江口係長 萩原主事

議事事項

1 令和 2 年 4 月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

概要について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

小城市長、神埼市長、みやき町長、江北町長、白石町長、伊万里・有田地区衛生組合管理者及び三神地区環境事務組合長から、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年佐賀県人事委員会規則第 1 5 条第 2 条の規定に基づき、組織等の変更について通知があったため、所要の改正を行う必要がある。

3 宿日直勤務の許可について

概要について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

令和 2 年 5 月 26 日付けで労働基準法第 4 1 条第 3 号及び労働基準法施行規則第 23 条の規定に基づき、佐賀県知事から申請された断続的な宿直又は日直勤務許可申請は、人事委員会の許可基準（昭和 3 2 年人委内規）を満たす。

4 勤奨手当の成績率の運用についての廃止について

廃止理由について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

勤奨手当の成績率については、人事委員会規則で定める成績率の範囲内で任命権者が定めることとしている一方、懲戒処分を受けた職員の成績率については、これまで人事委員会の運用通知により、国に準じその基準を示してきたところだが、懲戒処分を受けた者の成績率の基準を国同様統一的に人事委員会が通知を発する法的根拠がないことから、同運用通知を廃止する。

なお、勤奨手当の成績率の運用の在り方については、今後、各任命権者と調整を図り、規則化を検討していく。

5 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案どおり決定した。

【説明】

条件付採用期間の延長に係る人事委員会の承認の規定を削除する。（第8条関係）

1 改正の概要

職員の条件付採用期間における勤務日数が90日に満たない場合に、人事委員会の承認

を得ることなく同期間を延長することとするため。

2 施行期日

公布の日のから施行

報告事項

1 令和2年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について

令和2年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について、事務局から報告した。

2 懲戒処分について

令和2年5月27日付けで佐賀県教育委員会が行った懲戒処分について、事務局から

報告した。

その他

- 1 行事予定について
- 2 第63回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について
- 3 令和2年職種別民間給与実態調査について